

課題からみた支援事業のしくみ

三つの視点

ホームレス問題は、急速な経済・雇用情勢の悪化にともない、従来からの路上生活者中心の対応に加え、「路上生活を余儀なくされる恐れのある者」に対する支援を含めた総合的な対応が求められている。

大規模なターミナルと繁華街を抱え、ホームレス問題を避けて通ることができない新宿区にとっては、これまでの対策を評価・検証し、「限られた資源の有効活用」「相談体制・アフターフォローの整備」「制度のネットワーク」といった三つの視点から検討を進めるものである。

委員からの意見：ハード編

多機能一体型の緊急一時保護センター・自立支援センターの設置

借り上げ住宅型の「自立援助ホーム」の設置

要介護状態に特化した施設の設置

大規模公園内にプレハブ住宅を設置

生活保護決定待ちや厚生施設待機と非生活保護施設の機能分担の明確化

現状

- 1 新宿区では、平成19年度から自立支援ホーム2戸(4人定員)を設置している。原則3ヶ月の利用で生活や就労支援を集中的に行い、一般アパートへの転宅を目指している。比較的就労意欲が高く、また年金を一定程度受給している者には効果的である。
- 2 都区共同事業の自立支援システムでは、今後、各ブロック毎に緊急一時保護センター25床・自立支援センター45床を一体的に設置し、自立支援住宅50戸を標準として確保することとしている。平成21年度には、各ブロック10戸の自立支援住宅を確保している。

- 3 新宿区では、法外の緊急一時保護事業として民間宿泊所を年間を通じて8床/日を確保している。現下の状況は常に満床状態で、病院退院後の一時宿泊場所などのベット確保が困難を極めている。そのような状況の中で、法外の一時的利用や厚生施設入所待機者、生活保護決定までの一時宿泊場所、更に比較的長期の入所者などが混在し利用している。
- 4 群馬県渋川市の「たまゆら」事故を契機に、自立援助ホームやケアつき住宅の整備促進の議論が進められている。
- 5 新宿区では、平成15年度から「宿泊所等入所者相談援助事業」をNPO団体に委託し実施している。様々な生活支援や住民登録を行うことなどにより、地域での公的サービスの利用が可能になるなどの効果をあげている。しかし、施設面の制約からADLの低下した利用者には対応が困難な場合がある。
- 6 大規模公園のテント生活者を中心に、平成16年度から平成20年度にかけて都区共同事業として民間アパートへ入居する「地域生活移行支援事業」を実施した。新宿区では、新宿中央公園・戸山公園を中心に400名を越えるホームレスが利用した。

方向性

1 緊急一時保護センター等の大規模施設の設置

緊急一時保護センターや自立支援センターなどの大規模施設の設置については、都区共同事業の枠内で各ブロック（新宿区は千代田・中央・港の第一ブロック）の設置方針が決定している。

現在の緊急一時保護センター千代田寮・自立支援センター中央寮から、平成22年度には、緊急一時保護センターと自立支援センターが一体となった新型自立支援センターが港区に設置される予定である。

各区とも用地問題や住民対応などにより設置には苦慮しているのが現状であり、新たな設置の方向性を見い出すのは困難であると思われる。

現下の厳しい施設利用状況において、施設運営方法や入所基準見直しの検討が進められている。

2 自立援助ホーム等新たな施設の確保

- 1 民間アパート等を確保し、一般アパート転宅までの生活や就労など集中的な支援を行う「自立援助ホーム」や「自立支援住宅」の設置の方向性が示されている。
- 2 民間の支援団体においてもシェルター確保の動きがある。
- 3 低所得高齢者に対するケア付き住宅等の検討が進められている。
- 4 単に施設確保の面だけではなく、入所(居)後のアフターフォローの仕組みの重要性が問われている。

集合型の施設確保は困難であることから、個別支援型の施設確保の必要性は益々高まると思われる。施設規模・設置ルール・運営方法・財政支援などの検討が必要である。

国は緊急経済雇用対策の中で、ホームレス対策事業として「緊急一時宿泊事業」の拡充をあげている。

3 利用者の属性に応じた施設の確保

現在の福祉事務所等の相談者の属性を大きくわけて見る。

長期化・高齢化したホームレス

稼働年齢層であり、特に就労阻害要因のない者

稼働年齢層であるが、何らかの要因により就労に時間を要する者

稼働年齢層であるが、身体的・精神的疾患を有し就労自立が困難な者

いずれも、手持ち金がなく、住居を失い(恐れがあり)、その日(週)

の生活と住まいに困窮している。施設が不足する状況にあつて、自立支援システムや民間宿泊所も含め、様々な属性の者が混在利用している。

- 1 それぞれの属性にふさわしい施設の確保が必要であるが、とりわけ職種・就労時間など多様な就労形態にあつた施設(住居)の確保が求められている。
- 2 食・住といった緊急対応をするために、短期利用の施設確保や手当て・貸付金等の他法他施策の活用など、総合的な対応を図る必要がある。
- 3 現在、23区の中で、民間宿泊所等との連携活用を具体化するための課題整理が行われている。

民間宿泊所も含めた施設の利用実態を十分把握し、それぞれの属性にあつた施設の効率的な活用を図る必要がある。

4 その他

- (1) 民間宿泊所等の施設環境の改善
- (2) 23区共通の施設確保

委員からの意見：ソフト面

各施設の利用方法を福祉事務所に一元化するのではなく、巡回相談からの入所などの仕組みの構築

拠点相談事業と巡回相談機能の連携

自立支援センターを活用した各施設の支援体制の構築

小規模な相談所の開設

巡回相談における困難ケースに対する医療部門との連携

無料職業紹介所資格の団体への求人開拓の委託

地域クリニックの開拓

短期的・集中的な支援体制の確立

地域生活移行後のアフターフォロー体制の充実

就労時、住宅確保の保証人制度

現状

- 1 新宿区では、平成18年度から拠点相談所を開設している。日々の生活相談をはじめ食料やシャワーの提供を行っている。また、法律・住宅・就労といった専門相談をはじめ、拠点相談所を利用者の連絡先として置き様々な支援を行っている。最近では相談者の増加と相談内容の複雑化にともない時間的な

制約が生じる場合がある。

また、他自治体からの新たな相談者の増加を招いている。

- 2 現在の巡回相談(都区共同事業)は、区民からの苦情を中心に「声かけ等」を中心に行っている。継続的な巡回相談の実施により区内のホームレスの状況の把握は進んでいる。

しかし、長期化・高齢化し困難な状況にあるホームレスに対する具体的な支援は、必ずしも十分とはいえない状況である。

また、週1回の時間的な制約から、区民からの苦情・緊急対応等に困難な場合がある。

- 3 新宿区には幾つかの支援団体が相談所の開設や炊き出しを実施している。支援団体の自主的活動とリンクして福祉事務所では医療の適用など必要な支援を行っている。

- 4 拠点相談所において就労への支援を行っているが、他の支援団体等の就労支援の状況は十分掴みきれていないのが現状である。現在、福祉事務所ではハローワーク(キャリアアップハローワーク)・わくワーク・T O K Y Oチャレンジネットなどと連携を図り、相談者への支援を行っている。

- 5 現下の相談者の急増により、福祉事務所窓口・拠点相談所窓口ともに十分な面接時間が確保できない状況である。また、これまでと違って相談内容も複雑多岐にわたるなど、その対応に苦慮している。

- 6 ホームレスの医療の実施は主に大きな病院で行っている。医療緊急搬送を除き事前申請が基本であり、現行の指定病院で特に問題はないと考えている。

方向性

1 拠点相談事業の見直し

- | |
|---|
| <p>1 拠点相談事業のあり方について都区の間で特段の検討は進められていない。</p> <p>2 新宿区としては、現在の相談者の量的・質的に困難な状況から、場所・相談内容等の見直しを迫られている。</p> <p>3 各区の福祉事務所も含めた相談の状況は、施設が不足する中であって、法外援護や生活保護適用など困難を極めている。</p> <p>新宿区一箇所という相談機能から、箇所数や広域的な対応の可能性を十分検討する必要がある。</p> |
|---|

2 巡回相談機能の充実

- 1 平成18年度から都区共同事業として巡回相談事業が開始された。各ブロック毎に曜日を定めて週1回程度の事業規模である。また、21年度からは、休日・夜間等への対応も可能にした。
- 2 国は緊急経済雇用対策として、ホームレス対策事業の中で「総合相談推進事業」の充実をあげている。
- 3 「路上生活を余儀なくされる恐れのある者」も含め路上生活者に対する的確な支援情報の提供が求められている。
- 4 長期化・高齢化したホームレスに対する医療等との連携強化が求められている。
住居喪失状態の早期発見の視点からも、都区共同事業の巡回相談機能の充実のほか、支援団体の活動・拠点相談機能との連携強化が求められている。

3 就労支援等、他機関との連携強化

- 1 キャリアアップハローワークを中心に定期的な情報交換会を行っているが、支援団体等の就労支援機能との連携は不十分である。
- 2 区の緊急就労支援相談窓口や社会福祉協議会と定期的な話し合いを行っている。
- 3 国の住宅手当・総合支援資金・つなぎ資金の創設にともない、その活用を図るための体制と連携方法について検討を進めている。
区内部の就労や貸付等の機関、国の就労機関、その他支援団体等の機関との連携強化は不可欠であり、そのあり方などについて十分な検討が必要である。

委員からの意見：ネットワーク

人手不足が一番の問題点である

区民からの専門の窓口を設ける

官民一体となった総合的な会議体を立ち上げる。その上で、ブロックごと、

区単位、地域単位などの連絡調整機能を設ける
支援団体や市民との研修や現場交流を進めていく。

単にホームレス問題会議だけではなく、就労・医療保険・住宅といった専門分野ごとの会議体も必要である。

現状

- 1 新宿区が設置している会議体は次のとおりであるが、十分機能していない。
新宿区ホームレスの自立支援等に関する連絡会（区内部会議）
新宿区路上生活者関係機関連絡会（支援団体・都・区関係者）
- 2 地域の関係会議は、環境問題対策会議や防犯対策会議に生活福祉課長が参加している。また、地域の商店街などの会議には必要に応じて参加している。
ホームレス問題に積極的に取り組んできた結果、ホームレスに対する理解は進んでいる。
- 3 不定期ではあるが、支援団体等と情報を交換している。
- 4 都区・特別区人事厚生事務組合では、部課長級で構成する「路上生活者対策運営協議会」や、各ブロックごとに毎年「ブロック別事業推進協議会」を設置している。

方向性

行政機関・支援団体等とのネットワークは未だ十分とはいえない現状である。総合的な課題から分野ごとの課題、また、支援団体をはじめ各施設関係者、医療機関、就労機関などとの連携を深める必要がある。
そのため、具体的にどのような「仕組み」にするか検討を進める必要がある。

その他自由意見

各事業の実施主体、誰が担うかについて、都区共同事業の枠組みを重視しながらも、地域性の違いによる施策の強弱の差などから「国 - 新宿区」「東京都 新宿区」「ブロック」など、新たな枠組みの必要性。

新宿区の施策が充実すればホームレスが集まるという構造は生まれる。施策の強弱だけではなく、集まりやすい地域も複数存在する。「ホームレスとなることを余儀なくされる恐れのある者が多数存在する地域」に対し、重点的に施策を展開する。

地域的に重点地域をしっかりとカバーでき、ピンポイントで施策がうてるよう、財源論も含めた新たな枠組みが求められている。

財政面からも民間団体との「協働事業」なり、民間力を有効に活用する枠組みも必要である。「大胆な新たな枠組み」の実験と工夫である。

例えば、応急援護を民間団体との協働事業として考えれば、拠点として倉庫などを区が無償または低廉で提供し、人件費部分を民間のボランティア、必要物資を区民や企業に呼びかける。

一般区民の理解を得ることが大きな課題である。どのように啓発活動をするか、意見を出し合いたい。